平成２６年（フ）第６９７号
千葉県市川市本北方２丁目12番21号
債務者　猪狩　好秀
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７０９号
千葉市美浜区高洲１丁目17番７棟1119号
債務者　鈴木　正行
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７１０号
千葉県浦安市堀江２丁目22番６号　アージェントコート206
債務者　岡部せつ子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７１８号
千葉県船橋市前原西１丁目６番18―202号
債務者　松浦　文子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７２３号
千葉県浦安市北栄３丁目18番５―208号　ベイシティ北栄
債務者　佐藤友里子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７２６号
千葉県市川市堀之内４丁目２番22号　宇田川ハイツＡ棟203号
債務者　大野三喜男
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３２４号
新潟市西区五十嵐中島５丁目３番５号　木山荘205号
債務者　平山　美和
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５３５号
神戸市中央区大日通３丁目１番４号
債務者　西川　一成（旧姓桂）
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６４７号
神戸市東灘区田中町２丁目３番17号　サンボナール本山101号
債務者　濵﨑　幸子
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５８６号
広島市東区愛宕町２番８―401号
債務者　印藤　久義
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５９０号
広島県安芸郡府中町柳ヶ丘38番31号
債務者　友谷　貴美
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５９８号
広島市安佐北区可部７丁目12番17―４号
債務者　大下ツタヱ
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７００号
広島県山県郡北広島町新庄2299番地１
債務者　田中　一夫
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６３号
秋田県南秋田郡八郎潟町字中田37番地７　キタシマアパート
債務者　大泉　金市
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０号
石川県七尾市大和町チ部98番地６
債務者　折橋　　誠
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第２１０号
山梨県甲府市下曽根町174番地２
債務者　小澤　　淳
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３３号
長野市篠ノ井有旅643番地１
債務者　大原　勇也（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係